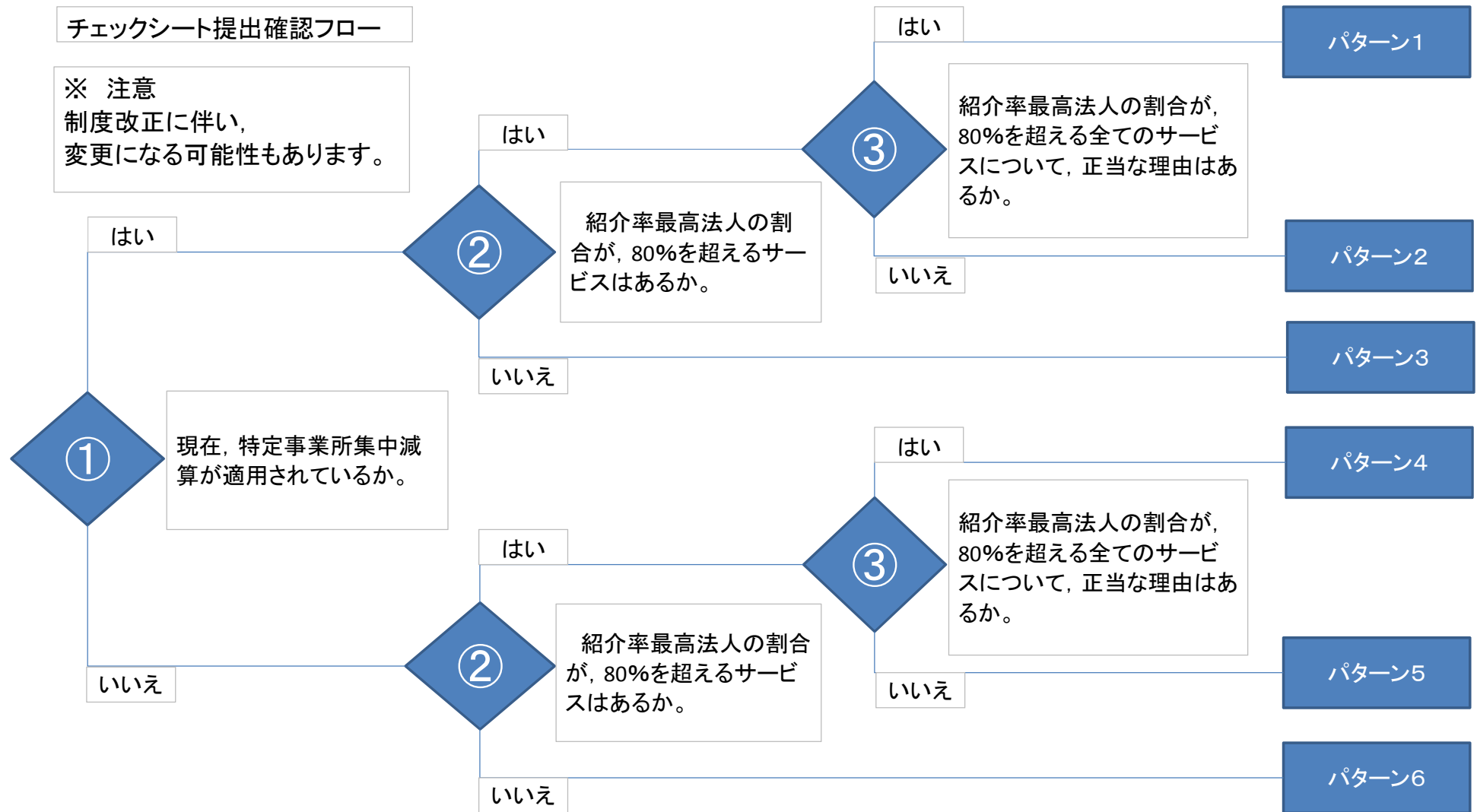


チェックシート提出確認フロー

※ 注意  
制度改正に伴い、  
変更になる可能性があります。



## パターン別対応方法一覧

※ 注釈 :「」書きの内容を補足します。

チェックシート :居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算チェックシート

集中減算 :特定事業所集中減算

届出書 :介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

一覧表 :介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

パターン種類	チェックシート提出の要不要	対応方法
パターン1	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェックシート」を提出してください。</li> <li>・ 正当な理由に該当するか審査します。</li> <li>・ 正当な理由に応じた、添付書類の提出もお願いします。</li> </ul> <p>※ 正当な理由に該当するとの通知があった場合は、「集中減算」無しの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン2	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェックシート」を提出してください。</li> <li>・ 紹介率が80%を超えていることを確認します。</li> <li>・ 添付書類の提出は不要です。</li> </ul> <p>※ 継続して「集中減算」は適用となります。</p>
パターン3	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェックシート」を提出してください。</li> <li>・ 「集中減算」の適用が外れることを確認します。</li> </ul> <p>※ 「集中減算」無しの「届出書」と「一覧表」も併せて提出してください。</p>
パターン4	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェックシート」を提出してください。</li> <li>・ 正当な理由に該当するか審査します。</li> <li>・ 正当な理由に応じた、添付書類の提出もお願いします。</li> </ul> <p>※ 正当な理由に該当しないとの通知があった場合は、「集中減算」有りの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン5	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェックシート」を提出してください。</li> <li>・ 添付書類の提出は不要です。</li> </ul> <p>※ 新たに「集中減算」が適用されるため、「集中減算」有りの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン6	×:不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き「集中減算」は適用されないため、「チェックシート」の提出は不要です。</li> </ul> <p>※ 「チェックシート」の提出は不要ですが、作成の上、5年間の保存が必要となります。</p>

特定事業所集中減算に係る主な問合せ

Q&A

No.1	質問:Q	正当な理由に該当するため、「チェックシート」の提出は不要か
	回答:A	正当な理由該当の有無は、「チェックシート」により指定権者が判断するため、提出が必要です。未提出の場合は、仮に正当な理由に該当していても、「集中減算」が適用されます。
No.2	質問:Q	紹介率の計算は、事業所ごとに行うのか
	回答:A	事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。異なる事業所であったとしても、運営法人が同一の場合、合算して計算します。
No.3	質問:Q	「チェックシート」への記載に、介護予防サービスは含めるのか。
	回答:A	介護サービスのみ該当するため、介護予防サービスは含めません。
No.4	質問:Q	通所介護と地域密着型通所介護について、「チェックシート」へどのように記載するのか。
	回答:A	厚生労働省からの通知により、平成30年3月31日までは、どちらか一方、又は、合算しての記載となります。
No.5	質問:Q	正当な理由の一つに、サービスの質が高いこと等、総合的に勘案した結果とあるが、地域ケア会議等の意見や助言を求める理由は。
	回答:A	総合的に勘案した結果を示す根拠を確認するため、添付資料として求めています。
No.6	質問:Q	紹介率最高法人割合が80%を超えるサービスが一つでもある場合、「集中減算」が適用されるのか。
	回答:A	適用されます。また、3つのサービスで80%を超え、2つは正当な理由に該当していても、残り1つのサービスで正当な理由に該当しない場合も、「集中減算」が適用されます。
No.7	質問:Q	「集中減算」が適用されるのは、正当な理由に該当しないサービスのみか。
	回答:A	「集中減算」が適用された場合、減算適用期間中、全ての居宅介護支援費について、減算した請求となります。
No.8	質問:Q	「チェックシート」は必ず作成しなければならないのか。
	回答:A	「チェックシート」は必ず作成し、5年間保存することとなります。また、「チェックシート」の作成は、居宅介護支援事業所において「集中減算」の該当となるか確認するために行うものとなります。